（死別配偶者である期間についての特例の規定の適用）

第十七条の十三の四　第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付について、附則第二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（第七十八条の二十一の三に規定する死別配偶者みなし被保険者期間を除く。）」とする。

第十七条の十三の五　国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される婚姻等対象期間に係る被保険者期間についての第七十八条の二十一の二第五項の規定による標準報酬の決定並びに保険給付の額の計算及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十八条の二第二項中「及び第六十二条第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

第四条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　常時五人以上の従業員を使用する事業所

二　前号に掲げる事業所のほか、常時従業員を使用する国、地方公共団体又は法人の事業所

第二十条第一項の表中

第　三　四　級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	

を

第　三　四　級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第　三　五　級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上

第三十二条中「並びに附則第二十三条の三」を削る。

第八十四条の五第二項中「並びに附則第二十三条第二項第一号」を削る。

第八十四条の六第四項第一号中「年金特別会計」を「厚生年金勘定の積立金額（年金特別会計」に、「（以下「厚生年金勘定の積立金額」という。）」を「をいう。」に改める。

第百条の五第六項及び第七項中「又は事務所」を削る。

附則中第二十三条から第二十三条の四までを削り、第二十三条の五を第二十三条とする。

附則第二十九条第一項第一号中「住所を有する」を「滞在する」に改め、同項第三号中「日本国内に住所を有していた」を「第一号又は前号に該当していた」に、「日本国内に住所を有しなくなつた」を「第一号又は前号のいずれにも該当しなくなつた」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二十六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十六条の三第一項の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合を含む。）を受けているとき。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六十三条中「」及び同法第五十条の二に規定する加給年金額、同法」を「」、第五十条の二、第六十二条の二及び第六十二条の三に規定する加給年金額、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。以下この条において「令和七年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「第四十四条及び同法第五十条の二に規定する加給年金額、同法」を「第四十四条、第五十条の二、第六十二条の二及び第六十二条の三に規定する加給年金額、令和七年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「及び第四号」を削り、同条第八項中「、第三十七条第三号及び第四号」を「及び第三十七条第三号」に改める。

附則第十二条第一項中「及び第四号」を削る。

附則第十八条第五項中「とする」を「と、「六十五歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日」とする」に改める。

附則第二十条中「令和八年四月一日」を「令和十八年四月一日」に改める。

附則第三十一条第一項中「第三十七条第四号」を「第三十七条第三号」に改める。

附則第六十四条中「令和八年四月一日」を「令和十八年四月一日」に改める。

附則第七十四条第四項中「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

第七条　国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第二十七条」の下に「及び第二十七条の六第二項」を加え、同条第四項中「及び第二十七条」を「、第二十七条及び第二十七条の六第二項」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項中「国民年金法第二十七条」の下に「、第二十七条の六」を加える。

附則第十七条第一項中「同法第二十七条」の下に「及び第二十七条の六」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同条第二項中「第二十八条第四項中「同条」を「第二十八条第四項中「これらの規定」に改める。

附則第十八条第二項及び第三項中「及び第五項」を「、第五項において読み替えられた同法第二十七条の六及び第六項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第一項中「その権利を取得した」とあるのは「六十五歳に達した日以後に被保険者期間を有するに至つたことにより国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第三項において「昭和六十年改正法」という。）附則第十八条第一項各号のいずれかに該当することとなつた」と、同条第三項中「その権利を取得した」とあるのは「六十五歳に達した日以後に被保険者期間を有するに至つたことにより昭和六十年改正法附則第十八条第一項各号のいずれかに該当することとなつた」とする。

附則第三十二条第五項中「国民年金法」の下に「第二十九条の二」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第三十二条第九項中「附則第九条の二第五項」を「附則第九条の二第六項」に、「附則第九条の二の二第六項」を「附則第九条の二第七項」に改める。